

評 価 基 準

評価項目		評価の観点	採点				
			A	B	C	D	E
業務実施能力	1 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務が推進可能な人員が確保されており、県と十分な意思疎通が図られる体制が確保されているか。 ・配置予定技術者は、十分かつ有効な専門性等を有しているか。 ・作業日程に無理がなく、作業手順等は効率的なものであるか。 	10	8	6	4	0
	2 同種又は類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・国や地方公共団体における同種又は類似業務の受託実績はどうか。 	20	16	12	8	0
企画提案内容	3 企画提案書の的確性等	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的及び内容を十分に理解しているか。 ・企画提案書の的確性や表現（全体の印象）はどうか。 	20	16	12	8	0
	4 動画・チラシの内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが見やすく、犯罪被害に遭われた方々に配慮した内容や表現を用い、視聴を維持させる工夫がなされているか。 ・多機関連携支援制度や、犯罪被害に遭われた方々が置かれている状況、支援の必要性について県民等が理解を深められるイメージが的確かつ適切に表現されており、高い訴求性があるか。 	20	16	12	8	0
	5 独自提案の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に記載している項目以外で効果的な提案を行っているか（予算の範囲内）。 	10	8	6	4	0
6 見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・見積価格が最低である企画提案者を1位として、20点を付与する。また、他の企画提案者の得点は1位の価格（最低提案価格）との比率により算出する。 	（最低提案価格／当該提案価格）×20 ※小数点以下切捨て					
計							

採点基準

A（特に優れている） B（優れている） C（普通） D（やや劣る）
 E（特に劣る）